

停留所の設置について

(1) 停留所の設置について

自治会からの要望については下記の点に配慮しながら停留所の設置をしていく。

①利用者の乗降時の**安全性が確保できない**停留所

例)交通量の多い道路で、車両が安全に停車出来ないような場所への増設は交通事故が心配されることから、安全な停留所を再度検討する必要がある。

②増設することで車両の**運行効率が悪くなる**と考えられる停留所

例)停留所間の停留所が近すぎる場合、それぞれの停留所から違う時間に予約が入るとその停留所に車両の送迎が発生してしまい、乗り合わせが成立しなくなってしまう場合が懸念される。利用者が極端に少ない近くの停留所を移動・統合したり、隣接する自治会の要望停留所を調整していただくことも検討する必要がある。

③運行システムの上で全自治会からの要望を**一度にすべて**設置すると、よりよいサービスの提供が出来なくなる恐れがある

例)停留所の数を一度にたくさん増設すると、利用者が停留所を間違えて予約してしまうといったトラブルが心配される。現在でも予約時に停留所の間違いが頻発しており、予約が成立しなかったり、待ち時間が長くなるといったトラブルが多く発生している。一度に増やすのではなく、徐々に設定することも検討する必要がある。

(2) 大矢田・藍見地区、中有知地区の今後の停留所の決定方法について

既存停留所と自治会要望の停留所を新設することとするが、停留所案を各自治会に示し、自治会内と協議が整った停留所を4月からの試験運行の停留所として決定する。

停留所数の推移

11月1日	143 箇所
2月1日	35 箇所追加
4月1日	50 箇所(追加見込み)
合計	228 箇所